

特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（以下「VOISS」という。）という。但し登記上はこれを特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀ボイスと表示する。

(事務所)

第2条 VOISSは、主たる事務所を佐賀県佐賀市八丁畷町1番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 VOISSは、犯罪やこれらに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為等の被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）に対し発生後速やかに、その抱える問題の解決や心のケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等が安全に安心して暮らす権利を保障する社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 VOISSは、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 VOISSは、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 被害者等の相談に関する事業
- (2) 被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う申請の補助に関する事業
- (3) 被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による支援に関する事業
- (4) 被害者支援についての広報及び啓発活動に関する事業
- (5) 被害者等に対する調査研究に関する事業
- (6) 自助グループへの支援に関する事業
- (7) その他VOISSの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 VOISSの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 次のイからニまでに該当しない者であつて、VOISSの目的に賛同して入会した個人及び団体
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - ロ 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ その他支援事業に関して不公平な行為を行うおそれのある者

- (2) 賛助会員 VOISSの事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、申し込むものとする。
(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) VOISSの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 VOISSに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事のうち、専務理事を若干名置くことができる。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、補欠による役員の選任の場合は、理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はVOISSの職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、VOISSを代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長の命を受けて、業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、VOISSの業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) VOISSの財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、VOISSの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はVOISSの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する通常総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問の設置)

第19条 VOISSに、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、VOISSの重要会議につき、理事長の諮問に応じる。

4 顧問は、理事長の要請により、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員及び顧問の報酬等)

第20条 顧問は無報酬とし、役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員及び顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 VOISSに、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 VOISSの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬（補欠による役員の選任を除く。）
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他VOISSの運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法(電子メール)により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法(電子メール)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 正会員の入会に関する事項
- (4) 補欠による役員の選任に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法(電子メール)により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法(電子メール)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法(電子メール)をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 VOISSの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 VOISSの資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 VOISSの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（事業計画及び活動予算）

第43条 VOISSの事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 VOISSの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条 VOISSの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 VOISSが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 VOISSは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 VOISSが解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、公益財団法人犯罪被害救援基金に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 VOISSが合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 VOISSの公告は、VOISSの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告は、法人のホームページによって行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田口 香津子

理 事 藤林 武史

理 事 田代 勝良

監 事 江口 洋之介

監 事 徳永 恵子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	3,000円	団体	10,000円
-----	-----	----	--------	----	---------

	賛助会員	個人	1口 2,000円	団体	1口 10,000円
--	------	----	-----------	----	------------

附 則

この定款は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年9月26日から施行する。

附則

この定款は、平成30年5月30日から施行する。

附則

この定款は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この定款は、令和5年7月7日から施行し、認証日の属する事業年度の役員から適用する。